ODHAお知らせ

No.6－2

OSAKA DENTAL HYGIENISTS' ASSOCIATION　第80号　2024年7月5日発行

「若年層の歯周病検診」について

厚生労働省は昨今の歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえ、「地方公共団体における歯科保健医療業務方針」について、都道府県は、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期に至る生涯を通じた歯科健診の体制整備を図るため、歯科医師会、歯科衛生士会、市町村、医療保険者、事業所等と連携しながら、歯科健診の支援や住民に対する歯科健診の普及啓発に取り組むこと。特に、成人期の歯周病の早期予防・発見に向けて**20歳代や30歳代の若年者を中心に**かかりつけ歯科医の定着や、市町村による歯周疾患検診、企業等における歯科健診の積極的な支援等に努めること。と新たに方針を定め令和6年4月1日より適用となりました。

（厚生労働省引用）

歯周疾患検査の対象年齢拡大

1　事業の目的

- **健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通して、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要。**
- **なお、昨年度に公表された「骨太の方針2022」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について初めて記載され、今年度の「骨太の方針2023」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」と記載されたことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて更に取組みを進めていく必要性がある。**
- **上記のことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて制度面で対応していく必要がある。**

2　事業の概要

＜現行の歯科健診（検診）制度＞

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40〜74歳	75歳以上
歯科健診（根拠法）			塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		
	乳幼児歯科健診（母子保健法）	学校歯科健診（学校保健安全法）		40、50、60、70歳 歯周疾患検診（健康増進法）	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診（高齢者の医療の確保に関する法律）

（※下線部は実施主体が義務を負う）

議題

◆20～30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
◆近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて歯周疾患検診の対象年齢に２０歳、３０歳を追加

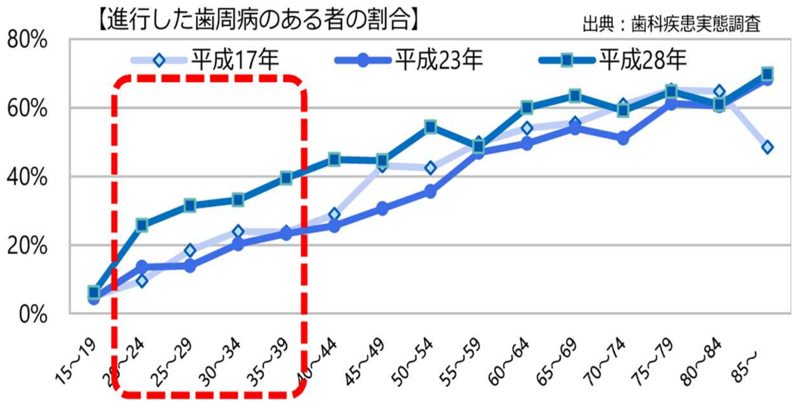

第13回　大阪880万人訓練のご案内

「大阪880万人訓練」は府民に対し、自分の身を守ることについて考え、行動していただくきっかけを提供する防災意識啓発の一環として行われます。　※詳細は「大阪880万人訓練」の公式サイトをご覧ください。

令和6年9月3日（火）訓練一斉実施！　15時00分　地震発生　　15時03分　大津波警報発生

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020090/shobobosai/880kunren/reiwa6nen.html

「歯周病検診マニュアル2023」のお知らせ

「歯周病検診マニュアル2023」歯周病は、日本人の歯・口腔の主要な疾患であり、成人期の有病者率が高いため、対策を推進する必要があります。歯周病検診を通じて、歯・口腔の健康状態を評価し、予防に努めることが求められています。この度、厚生労働省から指針と手順を提供するべく「歯周病検診マニュアル2023」が公開されました。新しいマニュアル及び歯科健康診査表を用いた歯周疾患検診は令和8年度より実施されることとなっています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001115164.pdf